

平成31年度の学校運営における重点的な取組【県立特別支援学校】

本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づき、めざすべき人間力像「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会と関わる力」を育成するため、次の2点を基本的な考え方とし、平成31年度の学校運営における重点的な取組を1～5のように整理しました。

<基本的な考え方>

- 「かながわ教育ビジョン」第5章「重点的な取組み」の推進
- 様々な教育課題の解決を図り、県民から信頼される学校づくりをめざす

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実

(学校目標の視点：「教育課程、学習指導」に関する内容)

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

○一人ひとりのニーズにあわせた教育

新学習指導要領等についての理解を深め、適切に教育課程を編成するとともに、「個別教育計画」を踏まえた授業実践に計画的に取り組んでください。特に、小学部は平成32年度からの新学習指導要領全面実施に向け、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、教育課程の編成に取り組んでください。

○政治参加教育の充実について

選挙権年齢の引下げを踏まえ、平成31年度参議院議員通常選挙にあわせ、全県立特別支援学校で模擬投票を実施することから、「特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集」等を活用して、選挙体験学習を計画的に実施し、政治参加教育に取り組んでください。

○幼・小・中・高等部を通じたキャリア教育の推進

幼児・児童・生徒一人ひとりの障がいの状態と発達の段階を的確に踏まえ、幼・小・中・高等部を通してキャリア発達を促すための取組を進めてください。特に、学びの連続性を踏まえた教育課程の編成の工夫・改善を行うなどにより、キャリア教育の推進に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

○「いのち」の尊重に関する教育の推進

いじめは、幼児・児童・生徒の心身の健全な成長等に重大な影響を与えることから、未然防止に努めるよう取り組んでください。また、「いのち」を尊重する態度を育むため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」の活用等、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を含め「いのちの授業」の実践等に取り組んでください。また、家庭や地域においても、いのちを大切にする心を育む教育がより推進されるよう、こうした取組を、保護者や地域の方への周知に取り組んでください。

○人権教育の推進

性的マイノリティや外国につながる児童・生徒たちに対する偏見や差別意識がいじめ等の様々な人権課題につながることを、教職員が的確に認識することが大切です。教育活動全体で人権の視点に立った学校づくりに取り組んでください。

○健康・体力づくり

生涯にわたる健康と未病を改善する基礎づくりとして、体力向上や運動に親しむことができるよう系統的な指導を行うとともに、望ましい食習慣を培うため、「食育」の推進に取り組んでください。また、「かながわパラスポーツ推進宣言」を踏まえ、スポーツ教室の開催等を通して、スポーツをする喜びを実感できるようにし、かながわらしいオリンピック・パラリンピック教育の推進に取り組んでください。

○医療的ケアの安全な実施

医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全にかつ安心して学校生活を送れるよう、自立活動教諭（看護師、専門職）等の校内教職員及び担当医等との協働や連携のもと、支援に取り組んでください。

○DIG（災害図上訓練）などの実践的防災訓練による災害対応力の向上

今後予測される大規模地震等の自然災害に備え、全県立学校でDIGを実施するとともに、既存の訓練に保護者や地域住民と連携した訓練を取り入れるなど、生徒等の災害対応力の向上に取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

○情報教育の推進

障がいの特性に応じたタブレット端末等の活用について、各校で研究・研修を行うとともに情報共有を図り、コミュニケーション支援や学習支援等の推進に取り組んでください。また、携帯電話やスマートフォン等の使用に関する情報モラル教育の推進に取り組んでください。

2 一人ひとりのニーズに応え、共に成長することをめざした、生徒指導・支援の充実 (学校目標の視点：「生徒指導・支援」に関する内容)

(1) 組織的な指導・支援体制の充実

○きめ細かな幼児・児童・生徒の指導・支援の充実

幼児・児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や特性を十分に踏まえた「個別教育計画」を作成するとともに、個々の発達段階に応じた指導・支援について、個別の指導と集団の指導の両方を関連付けた授業実践や生徒指導、教育相談を通して、いじめ防止に取り組むとともに、自己理解や達成感を育ててください。

○アセスメントの充実

校内の関係者が専門性を発揮し、チームで多面的に幼児・児童・生徒の実態把握をするための手立てについて、各校の状況を踏まえて工夫・改善してください。

(2) インクルーシブ教育の推進

○居住地交流と地域の学校との交流及び共同学習の工夫・改善

共生社会の実現に向け、居住地交流ガイドラインに基づき居住地交流の充実を図るとともに、学校間の交流及び共同学習や地域との交流に計画的・組織的・継続的に取り組んでください。特に、学校間の情報共有を丁寧に行ってください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実 (学校目標の視点：「進路指導・支援」に関する内容)

(1) 進路指導・支援の充実

○移行支援の充実

地域や企業等との連携を図り、産業現場等における実習、清掃技能検定等を活用し、自立と社会参加する上で必要な力を育成し、本人のニーズや適性に応じた、自己選択・自己決定のための継続した指導・支援に取り組んでください。また、関係各機関等と協力し、定着支援の充実に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点：「地域等との協働」に関する内容)

(1) 地域等との協働の推進

○地域と連携した教育活動の推進とコミュニティ・スクールの導入について

学校と地域の協働・連携の意義について教職員の理解を図るとともに、地域住民や保護者、福祉機関、企業等の協働により、ボランティアの育成、イベントの開催、防災活動、地域資源を活用した授業、施設開放等に取り組んでください。また、平成32年度に全県立特別支援学校でコミュニティ・スクールを実施することを見据えて、学校運営協議会設置に向けての準備に取り組んでください。

○地域と連携した教育活動の推進

学校と地域との連携・協働を推進するため、外部講師として地域の人材を招いたり、社会教育施設等と連携するとともに、学校の施設開放に取り組み、地域の方々の生涯学習機会の拡大に協力してください。

(2) インクルーシブ教育の推進

○センター的機能の充実

インクルーシブ教育の推進に向け、地域における特別支援教育のセンター的機能としての取組を進めてください。特に、小中学校に加えて高等学校への支援の充実を図ってください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備の充実

(学校目標：「学校管理、学校運営」に関する内容)

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校評価システム等を活用した学校運営の充実

4年間の目標の最終年度としての重点的に取り組む1年間の目標設定や取組内容の明確化を図り、評価活動を充実させ、「県立学校における学校評価システムに係る実施要綱」に基づき、教育活動その他の学校運営の組織的な改善に取り組んでください。

○不祥事防止の徹底

平成30年度は、教職員による重大な不祥事が多発しました。年代別リーフレットや毎月の不祥事防止啓発点検資料などを活用し、教職員一人ひとりが確固たる遵法意識のもと、不祥事を自らのことと認識して、その防止に取り組んでください。

○人格的資質・情熱、指導力（課題解決力・授業力）の向上

平成29年8月に策定した教員育成指標「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて」を活用し、管理職は校内の人材育成に、教職員は研修等を通じて自らの人格的資質・情熱、指導力の向上に取り組んでください。

○特別支援学校教諭免許状取得の推進

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状を平成32年度までの間に確実に取得してください。

(2) 安心で快適な教育環境の整備

○教員の働き方改革の推進

教員が子どもたちに向き合う時間などを確保していくとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現した職場環境をつくり、すべての教員が能力を最大限発揮できるようにすることが大切です。

このため、「神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策について」及び、今後、平成31年度策定予定の「神奈川の教員の働き方改革推進に関する指針(仮称)」に沿って取り組んでください。

○地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民等が避難してきた場合を想定した具体的な対応等について、市町と合同訓練を実施するなど、引き続き、市町・地域と連携した環境づくりに取り組んでください。

〇かながわ教育ビジョンに基づく「人づくり」

神奈川県教育委員会では、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」を、平成19年8月に策定（平成27年10月4・5章改定）しました。

この教育ビジョンは、夢や希望の実現に向けた自分づくりを支援していく営みを「人づくり」ととらえ、一人ひとりの成長の過程で、様々な立場の人々が役割と責任を自覚して人づくりにかかわり、協働と連携を進めることで、生涯を通じた人づくりをめざしていくことを基本的な考え方としています。

以下、教育ビジョンの概要を示していますが、このビジョンは「平成31年度の学校運営の重点的な取組」の基本となりますので、改めて教職員一人ひとりが確認し、日々の教育活動の中で、この理念等を具体化するよう取り組んでください。

第1章 教育ビジョン策定の背景

第2章 基本理念・教育目標

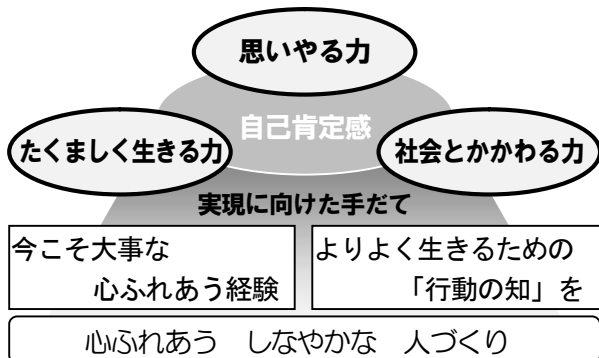
〔基本理念〕

未来を拓く・創る・生きる

人間力あふれる

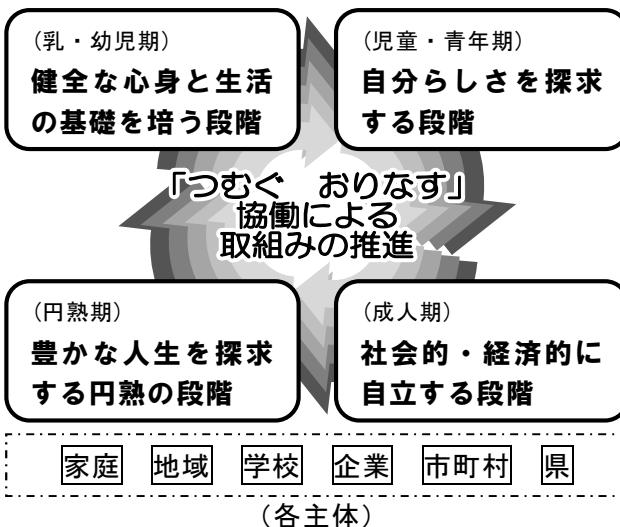
かながわの人づくり

〔教育目標（めざすべき人間力像）〕



第3章 人づくりの視点

人の発達段階を通じた各主体のかかわり



第4章 展開の方向（平成27年10月改定）

（人づくりを展開する上での県の方向性を体系的に整理）

基本方針

1. かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組を進めます
2. 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます
3. 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます
4. 子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます
5. 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

第5章 重点的な取組み（平成27年10月改定）

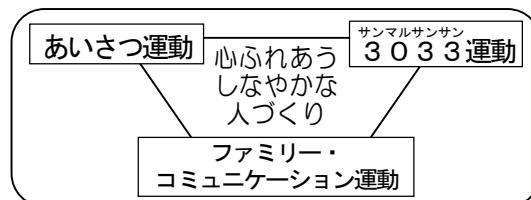
（今後の県の重点的な取組みを明示）

- I. 生涯学習社会における人づくり
- II. 共生社会づくりにかかわる人づくり
- III. 学びを通じた地域の教育力の向上
- IV. 子育て・家庭教育への支援
- V. 学び高め合う学校教育
- VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
- VII. 県立学校の教育環境の改善
- VIII. 文化芸術・スポーツの振興

第6章 教育ビジョンの推進

- 〇 県民と歩む教育ビジョンの推進
- 〇 人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大
- 〇 行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

学校や家庭、地域など、教育ビジョンを様々な主体と共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていく「かながわ人づくり推進ネットワーク」に教育委員会も参加しています。



教育ビジョンを推進する心ふれあう3つの運動